鳩山町重度心身障害者医療費支給事業の窓口払いの廃止について

１．実施概要

従来、医療機関等にかかった場合は窓口で保険診療の一部負担金（総医療費の１割又は３割）を支払い、支給申請書を提出することで、後日、助成金を受給者に振り込んでいた支給方法を、診療報酬明細書に定められた公費負担番号を記入していただき、医療機関窓口での支払いを廃止する支給方法に改めるものです。

２．実施時期

平成２６年４月診療分より実施します。

平成２５年３月３１日以前の診療分は、従来どおり支給申請書による償還払いとします。

３．対象医療機関

協定締結医療機関等（医科、歯科、保険調剤薬局、指定訪問看護事業者）の健康保険適用分とします。

柔道整復（整骨・接骨）・鍼灸の診療分は、従来どおり償還払いとなります。

４．支給対象

入院・通院とも健康保険適用分

（※満１５歳に到達する日以後の最初の３月３１日まではこども医療となります。）

食事助成（入院時食事療養標準負担額）：あり

所得制限・自己負担金：なし

５．申請方法

協定締結医療機関等については、診療報酬明細書に公費負担番号と受給者番号を記入していただきます。

平成２６年３月３１日以前の診療分については従来どおり支給申請書に領収書を添付し申請していただきます。

６．支給方法

埼玉県社会保険診療報酬支払基金及び埼玉県国民健康保険団体連合会に審査支払業務を委託しますので、各審査支払機関より医療機関への振込みとなります。

７．支払限度額

一医療機関（総合病院は一診療科目）の入・通院別で２１，０００円未満とします。

２１，０００円以上の場合は、従来どおり支給申請書による償還払いとなります。

当初、現物給付で診療を開始し、同月の半ばで２１，０００円以上となった場合、該当する診療科目の当月分は全て償還払いとなります。

診療月において、限度額２１，０００円を超えそうな受給者については、前もって現物給付ではなく償還払いになることを伝えるなど、町民からのご相談に応じていただきますようお願いします。

※なお、㊎の院外処方箋分については、医療機関・薬局分とも償還払いでお願いします。

８．受給者証

受給者証には公費負担番号が表示されています。

平成２６年４月１日診療分より健康保険証と併せて、受給者証を提示させ確認してください。受給者証を忘れた場合や間違えて旧受給者証を持参した場合は、現物給付扱いはできませんので、従来どおり支給申請書による償還払いとなります。

ただし、後日、受給者証の持参で資格が確認でき、領収書の返却があれば、自己負担金を返還することでお願いいたします。この場合は現物給付扱いとなります。

町としても、受給者に対し医療機関受診の際には受給者証を持参することを周知していきます。

９．公費負担番号

埼玉県で指定された公費番号です。

公費負担番号：８２　１１　０５６　０

10．受給者証番号

番号は、番号は７桁（例０１２３４５６）に統一してあります。

11．他公費の優先

重度心身障害者医療費支給事業だけでなく、他の公費負担制度にも該当する場合があります。重度心身障害者医療費支給事業は、他の公費負担制度が優先する制度です。他の公費に自己負担額がある場合は、その自己負担額分が町の現物給付の対象となります。

12．一部負担金の支払

該当月分の一部負担金は、埼玉県社会保険診療報酬支払基金または埼玉県国民健康保険団体連合会より翌々月に支払われます。

（問い合わせ先）
鳩山町 健康福祉課 社会福祉担当
ＴＥＬ　０４９－２９６－１２４１（直通）
ＦＡＸ　０４９－２９６－３３９０

重度心身障害者医療費受給者証

様式第2号（第4条関係）

障	重度心身障害者医療費受給者証								
公費負担番号		8	2	1	1	0	5	6	0
受給者番号									
受給者	氏名								
	住所								
	生年月日								
保護者	氏名								
	住所								
有効期間		から まで							
交付 埼玉県比企郡鳩山町長									

※裏面注意事項をお読みください。

注　意　事　項

1　この証は、鳩山町重度心身障害者医療費の支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。

2　この証は、診療を受けるときに保険証といっしょに病院等の窓口に提出してください。

3　町長と協定している病院等で医療を受けるときは、保険給付の一部負担金について負担はありません。ただし、月21,000円以上の場合は、その月の保険給付の一部負担金等の全額を窓口で支払い、重度心身障害者医療費請求書に病院等の証明を受けるか又は領収書を添付し、鳩山町役場に提出してください。

4　町長と協定していない病院等で診療を受けるときは、保険給付の一部負担金等を窓口で支払い、重度心身障害者医療費請求書に病院等の証明を受けるか、又は領収書を添付し、鳩山町役場に提出してください。

5　次の場合は必ず鳩山町役場に届出をしてください。
(1) 受給者が死亡したとき。
(2) 受給者が生活保護を受けるようになったとき。
(3) 受給者がこども医療費又はひとり親家庭等医療費を現に受けるようになったとき。
(4) 障害程度に変更があったとき。
(5) 受給者の住所を変更したとき又は加入保険に変更があったとき。
(6) 振込先の金融機関等を変更するとき。

6　この証は、受給資格を喪失したときは、速やかに鳩山町役場に返してください。